

# 登録調査機関の申請の手引き

令和3年1月  
特許庁

## I. 登録調査機関について

従来、特許庁では、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(以下「特例法」という)に基づき、特許庁長官が指定する指定調査機関に、先行技術調査並びに分類及び要約書の記載の適合性についての調査を外注しておりました。この特例法では、先行技術調査等の業務は、特許査定、拒絶査定等の公権力の行使と密接に関連する業務であり、本業務を行うに当たっては、公正・的確かつ遅滞なく遂行される必要があり、また、秘密保持についても万全の担保をする必要があるため、指定の基準として、公益法人であることを求めていました。

しかしながら、総合規制改革会議の第2次答申や国会審議等で、先行技術調査等の業務を行わせている指定法人について、公益法人に限定せず、幅広く民間を指定できるようにすると共に、外注規模拡充のための環境整備をすることが求められてきました。

そこで、登録調査機関の数を拡大するために、従来の指定制度から、要件を満たす者であれば登録する登録制度に移行すると共に、登録調査機関の登録を受けるための基準から公益法人要件を削除し、守秘義務をかけることにより営利法人等であっても登録調査機関への参入を可能としました。

## II. 登録の申請手続き等について

### 1. 登録の要件

登録には、以下の基準に適合することが必要です。

#### (1) 調査業務実施者に関する基準

登録調査機関が実施する「先行技術調査業務」または「分類及び要約書の記載の適合性についての調査業務」は、審査の前段階において膨大な技術文献について調査するものであり、この調査が十分に行われないと審査結果に重大な影響を及ぼし、ひいては権利の安定性を損なうおそれがあります。

また、外部能力の活用という本制度の趣旨に照らし、登録調査機関としての確に業務を遂行するに足る人数を揃えることが必要です。

したがって、調査業務実施者は、以下の要件を満たす者が区分毎に10名以上必要です。

- ① 大学(短期大学を除く。)を卒業した者であって、科学技術に関する事務(研究を含む。)に通算して4年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの。
- ② 短期大学又は高等専門学校を卒業した者であって、科学技術に関する事務(研究を含む。)に通算して6年以上従事した経験を有し、かつ、独立行

政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの。

- ③上記と同等の能力を有する者(外国の大学を卒業した者であって、上記①の大学卒業以外の要件を満たす者、過去に調査業務実施者であった者等)

## (2)システムに関する基準

登録調査機関が行う調査業務の結果は、審査官が特許性の判断を行う際の基礎資料となるものであり、高い品質が求められます。このため、登録調査機関は、特許庁と同等のシステムを整える必要があります。

登録調査機関が登録の際に備えることが必要な機器は、基本的には市場から調達が可能なものです。一方、Fターム検索等に必要なプログラム等、市場から調達できないものについては特許庁から貸与します。

登録調査機関自らが準備する機器は、具体的には以下の通りです。なお、各機器の説明については、別紙1(先行技術調査)、及び、別紙2(分類及び要約書の記載の適合性についての調査)を参照して下さい。

[先行技術調査について]

- ①特実検索業務用PC及びプリンタ
- ②特実文献検索用ゲートウェイサーバ
- ③特実文献照会用ゲートウェイサーバ
- ④専用回線等
- ⑤ICカードR/W機器

[分類及び要約書の記載の適合性についての調査について]

- ①分類付与業務用送受信システム及び装置
- ②専用回線等

## (3)登録申請者に関する基準

特定の者に支配されている登録調査機関が調査業務を実施した場合には、公正な調査業務が実施されないおそれがあることから、調査機関登録申請者について、以下の基準のすべてに適合することをあらかじめ確認します。

- ①他の株式会社又は有限会社の子会社でないこと
- ②役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去2年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていないこと
- ③特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと
- ④登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと
- ⑤法人であつて、その業務を行う役員の中に、上記③④のいずれかに該当

## する者がいないこと

### 2. 申請に必要な書類

以下の(1)～(10)の書類を提出。

#### (1)登録申請書

所定の様式に従い記入して下さい。また、左肩の余白に収入印紙(90,000円)を貼付して下さい。ただし、登録を更新する際には、収入印紙(90,000円)の貼付は必要ありません。【様式1-1】、【様式1-2】

(備考)登録を受ける者は、登録免許税法の定めるところにより、登録免許税を納付する義務があります。

- ①氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名。
- ②「調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地」(複数ある場合は、それぞれ記入して下さい。)
- ③「行おうとする調査業務の区分」については、区分が複数ある場合は全て記入。
- ④「調査業務を開始しようとする年月日」の欄については、登録後、調査業務の受注が可能となる予定の日付を記入(新規登録の場合のみ)。登録後、すみやかに業務の開始が可能にならない場合には、事情を確認することがあります。

#### (2)登記事項証明書

(3)株主名簿出資比率を記入してください。

#### (4)役員、調査業務実施者の氏名及び経歴を記載した書類【様式2】

役員については、過去2年間の経歴について漏れなく記入して下さい。

調査業務実施者については、「Ⅱ. 1. (1)調査業務実施者に関する基準」を満たすことがわかるよう、経歴等について漏れなく記入して下さい。また、調査業務実施者においては、以下の(5)～(7)の書類を提出して下さい。

#### (5)独立行政法人工業所有権情報・研修館の研修修了証明書

#### (6)大学等の卒業証明書

学部長等の証明者の氏名が明記されている必要があります。

#### (7)職歴を証明する書類

どのような科学技術に関する事務に通算して何年以上従事したかがわかるもの(在職証明書等)を提出して下さい。また、会社役員等の証明者の所属と氏名が明記されている必要があります。

#### (8)システムに関する基準を満たすことの証明書

#### (9)欠格条項に該当していない誓約書

役員全員及び調査機関登録申請者は、所定の様式に記入して下さい。

#### 【様式3】

#### (10)登録の基準の全てを満たしている誓約書

調査機関登録申請者は、所定の様式に記入して下さい。【様式4】

### 3. 登録の審査

登録の申請があった際には、Ⅱ. 1. (1)～(3)の基準についてⅡ. 2. (1)～(10)に掲げる書類により確認を行います。

### 4. 申請書の提出先

申請にあたっては、上記Ⅱ. 2. (1)～(10)で定める書類を各1部用意し、送付するか又はあらかじめ電話にて来庁日時を連絡の上、持参して下さい。申請受付の後、上記Ⅱ. 3. の登録の審査を行います。

[先行技術調査について]

申請先：東京都千代田区霞が関3-4-3特許庁本庁舎8階  
特許審査第一部調整課審査推進室 審査推進企画班  
連絡先：03-3581-1101(内2453)  
受付日時：平日の10:00～17:00

[分類及び要約書の記載の適合性についての調査について]

申請先：東京都千代田区霞が関3-4-3特許庁本庁舎8階  
特許審査第一部調整課審査推進室 電子情報計画班  
連絡先：03-3581-1101(内2454)  
受付日時：平日の10:00～17:00

### 5. 登録の通知

審査を経て要件に適合していることが確認された場合には、「登録証」を交付します。登録の有効期間は登録日から3年間です。【様式5】

### 6. 業務規程の提出

登録調査機関は、調査業務の開始前に業務規程を定め、特許庁長官の認可を受けることが必要です。業務規程には以下の項目について記載することが必要です。特許庁のサイトに本手引きと並んで掲載されている業務規程(例)を参考に作成して下さい。【様式6】

<業務規程に記載する項目>

- ・調査業務の区分
- ・調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- ・調査業務の実施の方法に関する事項
- ・調査業務の適正な実施のために必要な事項

- ・調査業務実施者の選任及び解任に関する事項
- ・調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
- ・調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ・財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、調査業務に関し必要な事項

### Ⅲ. 調査業務の実施について

特許庁が外注発注する際には、登録調査機関を以下の項目等で評価します。

- 調査業務の品質
- 契約件数に対する納品実績
- 財務状況の安定性
- セキュリティの保持状況
- 指導連絡体制
- 人件費単価(人件費総額／計画件数)

したがって、たとえ必要な人数の調査業務実施者をそろえ、電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有して登録調査機関として登録され、業務規程が認可されたとしても、上記項目の評価結果によっては、全く外注発注されないことがありますので十分留意して下さい。

また、特許庁は調査業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、登録調査機関に対し調査業務の実施の方法、その他、業務方法に関して改善命令等を行う場合があります。

#### 1. 調査実施内容

先行技術調査における調査業務内容については、「先行技術調査の概要」を、分類及び要約書の記載の適合性における調査業務内容については、「分類及び要約書の記載の適合性についての調査の概要」を参照して下さい。

#### 2. 調査実施義務

本制度は特許権の迅速かつ的確な付与を実現するための環境整備を目的として設けられたものです。したがって、正当な理由なく調査業務の実施を拒否したり、遅らせたりした場合は制度の運営に与える影響が大きいため、調査業務を遅滞なく実施しなければならない義務があります。

#### 3. 秘密保持義務

登録調査機関の役員又は調査業務実施者若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したりすることは禁じられています。情報管理方法等の詳細については、内部規程で定めることにより情

報管理を徹底することが必要です。

秘密を漏らし、又は盗用した場合には、秘密保持義務違反として刑事告発の対象となります。

#### 4. その他調査業務に関して必要な事項

##### (1) 帳簿の記載と保存

登録調査機関は、各月に行った調査業務にかかる区分毎の特許出願件数を記載した帳簿を備え、調査業務を廃止するまで保存することが必要です。なお、前記特許出願件数はハードディスク、CD-R等の電子媒体に保存しておくことも可能です。

##### (2) 調査結果の報告

登録調査機関は、調査結果を特許庁が指定した様式及び方法で報告する必要があります。詳細は仕様書によります。

##### (3) 登録事項の変更

登録調査機関は、その名称又は調査業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、特許庁長官に変更の届出を行って下さい。【様式7】

##### (4) 業務規程の変更

登録調査機関は、業務規程の内容を変更するときは、申請書を提出し、あらかじめその内容について特許庁長官の認可を受ける必要があります。【様式8】

##### (5) 登録の更新

登録の有効期間は3年です。引き続き登録の更新を受けようとする場合においては、審査に要する時間を考慮し、更新を希望する日の4週間前を目安に申請を行って下さい。申請に必要な書類は、原則、新規登録の申請時と同様です。ただし、登録を更新する際には、収入印紙(90,000円)の貼付は必要ありません。また、登録更新の際には上記Ⅱ. 2. (5)研修修了証明書、(6)大学等の卒業証明書、(7)職歴を証明する書類の代わりに、登録更新を行おうとする登録調査機関に調査業務実施者として従事していることを証明する在職証明書を提出することも可能です。

##### (6) 業務の休廃止について

登録調査機関が調査業務を休止又は廃止しようとするとき(一部の営業所を休廃止する場合等を含む。)は、申請書を提出し、あらかじめ特許庁長官の

許可を受ける必要があります。【様式9】

(7) 財務諸表等の備付及び閲覧等

登録調査機関は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度の財務諸表等を作成し、事業所内に5年間備えておく必要があります。特許出願人等は費用を支払ってこれらの財務諸表等の閲覧、謄写、謄本又は抄本の請求を行うことができます。

閲覧又は謄写の請求の方法については、書面またはパソコン画面上で、謄本又は抄本の請求については、書面、電子メール又はフロッピーディスク等の交付のうち、登録調査機関が定めることとなります。

<作成する必要がある財務諸表>

- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書又は収支計算書
- ・営業報告書又は事業報告書

(8) 役員、調査業務実施者又は調査業務指導者の選任及び解任

登録調査機関は、役員、調査業務実施者又は調査業務指導者を選任又は解任したときは、遅滞なく、特許庁長官にその旨を届け出て下さい。【様式10】【様式11】【様式12】

(注) 調査業務実施者の選任における証明書類はⅡ. 2. (4)～(7)を参照。ただし、Ⅱ. 2. (6)、(7)については、既にある区分で登録済みで別の区分に新たに登録する場合、提出済みの写しを提出することも可能です。

5. 留意事項

(1) 適合命令

特許庁長官は、登録調査機関が登録の基準(Ⅱ. 1)に適合しなくなった場合、基準に適合するために必要な措置を講ずるよう命じることがあります。

(2) 改善命令

特許庁長官は、調査業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、業務の改善を命じることがあります。

(3) 登録の取消し等

特許庁長官は、登録調査機関が例えば次のいずれかに該当するときは、登録の取消しや調査業務の停止を命じることがあります。

- ・認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行ったとき

- ・特許庁長官の業務規程の変更命令、適合命令、又は改善命令に違反したとき
- ・不正の手段により登録を受けたとき

(4) 報告

特許庁長官は、登録調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めることがあります。

(5) 立入検査

特許庁職員、又は特許庁職員及び庁の指定する者が登録調査機関に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することがあります。

(6) 公示

特許庁長官は、新たに登録調査機関を登録したとき、登録調査機関が変更及び休廃止を届け出たとき及び登録の取消し等を行ったときは、その旨を官報に公示します。



## 別紙1

### 登録調査機関が用意する機器について (先行技術調査)

特許庁の検索システムを利用するためには、登録調査機関には以下の機器を用意するとともに、動作できる状態に設定していただきます。

#### ①特実検索業務用PC及びプリンタ

特許庁が貸与するアプリケーションプログラムが動作するPCであって、各登録調査機関に設置していただきます。プリンタも併せて設置していただきます。

#### ②特実文献検索用ゲートウェイサーバ

特許庁が貸与するアプリケーションプログラムが動作するサーバであって、特許庁内に設置し、特許庁の指定する業者と機器の運用委託契約をしていただきます。

#### ③特実文献照会用ゲートウェイサーバ

特許庁が貸与するアプリケーションプログラムが動作するサーバであって、特許庁内に設置し、特許庁の指定する業者と機器の運用委託契約をしていただきます。

#### ④専用回線等

各登録調査機関と特許庁とを接続する専用回線です。

特実検索業務用PCとプリンタを接続するためのハブも各登録調査機関に設置していただきます。セキュリティ確保のため、特許庁に接続する全ての機器のMACアドレスを特許庁が確認できるようにする必要があります。

#### ⑤ICカードR/W機器

各登録調査機関に設置する特実検索業務用PCに付属するICカードリーダー・ライター装置で、特許庁のシステムを利用するために必要です。

各機器の機種選定については各登録調査機関に行っていただきます。そのため、ご希望の方には、参考までに特許庁が使用する予定の各機器の仕様を提示しますが、登録調査機関が導入した機器については特許庁としては動作保証をしませんので登録調査機関で対処を行っていただきます。

また、特許庁が使用する予定の機器は受注生産のものもありますので、登録時に

必要な機器を準備するためには十分な期間が必要です。

特許庁が使用する特実検索業務用PCやゲートウェイサーバ等の機器は定期的に新規機種に更改されます。その際には、特許庁検索システムは新規機種のみで動作する予定ですので、登録調査機関が導入した機器も新規機種に更改する必要があります。

各機器(特許庁内に設置するものを含む)の本体費用、回線費用、導入までにかかる経費、保守・サポート費用、機器の運用委託費用、及び新規機種への更改費用等については、登録調査機関が負担します。

なお、検索システムを利用するために必要なICカードは特許庁が貸与します。

詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

特許審査第一部調整課審査推進室審査推進企画班

電話:03-3581-1101 内線2453

## 別紙2

### 登録調査機関が用意する機器について (分類及び要約書の記載の適合性についての調査)

登録調査機関には以下の機器を用意するとともに、動作できる状態に設定していただきます。

#### ①分類付与業務用送受信システム及び装置

調査業務に必要な特許出願明細書等の電子データを特許庁からオンラインで受注し、分類及び要約書の記載の適合性にかかる所定形式の調査結果の電子データを作成し、調査結果の電子データを特許庁にオンラインで納品するシステム及び装置が必要です。

#### ②回線等

各登録調査機関と特許庁とを接続する専用回線です。

特許庁及び登録調査機関以外の者が特許出願明細書等の電子データを入手あるいは改変等することを防止するための能力を持つことが必要です。

各機器の機種選定については各登録調査機関に行っていただきます。

また、各機器の本体費用、回線費用、導入までにかかる経費、保守・サポート費用、機器の運用委託費用、及び新規機種への更改費用等については、登録調査機関が負担します。

詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

特許審査第一部調整課審査推進室電子情報計画班  
電話:03-3581-1101 内線2454

【様式1-1】 新規登録の場合

収入印紙

(90,000円)

登録調査機関登録申請書			
登録の種類	新規	※登録年月日	年 月 日
特許庁長官 殿  「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第36条第2項の規定に従い登録を申請します。  <div style="text-align: right;">                         年 月 日                          申請者                          代表者                     </div>			
(フリガナ) 氏名又は名称			
住 所	郵便番号(    —    )		
連絡先	TEL:		
法人である場合の (フリガナ) 代表者の氏名			
調査業務を行おうとする事務所(事業所)の名称及び所在地、連絡先	名称: 郵便番号(    —    ) TEL:		
行おうとする調査業務の区分の名称			
調査業務を開始しようとする年月日	年 月 日		

備考

1. ※印のある欄には記入しないこと。
2. 区分1～40は同一の申請書で複数区分の申請が可能。

【様式1-2】登録の更新の場合

登録調査機関登録申請書			
登録の種類	更新	登録年月日	年 月 日
<p>特 許 庁 長 官 殿</p> <p>「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第39条において読み替えて準用する同法第19条の2第2項において準用する同法第36条第2項の規定に従い登録を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 申請者 代表者</p>			
(フリガナ) 氏名又は名称			
住 所	郵便番号(    —    )		
連絡先	TEL:		
法人である場合の (フリガナ) 代表者の氏名			
調査業務を行おうとする事務所(事業所)の名称及び所在地、連絡先	名称: 郵便番号(    —    ) TEL:		
行おうとする調査業務の区分の名称			

備考

1. 区分1～40は同一の申請書で複数区分の申請が可能。

【様式2】

## 略 歴 書

(フリガナ)

氏 名

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

現住所 〇〇県〇〇市〇〇12-34

主要学歴 昭和〇年〇月 〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業  
昭和〇年〇月 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇コース修士課程修了

主要経歴 昭和〇年〇月 〇〇株式会社入社  
昭和〇年〇月 〇〇株式会社〇〇部〇〇課長

.....

平成〇〇年〇〇月 〇〇株式会社〇〇部長  
平成〇〇年〇〇月 〇〇調査株式会社に入社(出向)

賞 罰 なし

【様式3】

## 誓 約 書

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第39条において準用する同法第18条各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

令和 年 月 日

氏 名

【様式4】

## 誓 約 書

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第37条第1項各号の規定にすべて適合することを誓約します。

令和 年 月 日

機関名

代表者 氏名



【様式5】

登録調査機関  
登 録 証

登録番号 第 号

登録日

調査業務区分

氏名又は名称

代 表 者

事業所の名称

有効期限

調査機関登録簿に登録されたことを証する。

令和 年 月 日

特許庁長官 名 印

【様式6】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名  
登録調査機関代表者

業務規程認可申請書

工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律第39条において準用する同法第22条の規定に従い、下記書類を添えて、業務規程の認可を申請します。

記

1. 業務規程

【様式7】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名

登録調査機関代表者

変更届出書

下記のとおり、登録調査機関の名称、調査業務を行う事務所の所在地について変更するので、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条において準用する同法第21条の規定に従い届け出ます。

記

1. 変更後の名称又は調査業務を行う事務所の所在地
2. 変更しようとする年月日
3. 変更の理由

【様式8】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名

登録調査機関代表者

業務規程変更申請書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条において準用する同法第22条に規定する業務規程の変更について認可を受けることを申請します。

なお、業務規程の変更個所について、変更前と変更後の内容を本届出書に添付いたします。

1. 変更しようとする事項
2. 変更しようとする年月日
3. 変更の理由

【様式9】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名

登録調査機関代表者

業務の休廃止申請書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条において準用する同法第23条に規定する調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止することについての許可を受けることを申請します。

記

1. 休止し、又は廃止しようとする調査業務の区分
2. 休止し、又は廃止しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止又は廃止の理由

【様式10】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名

登録調査機関代表者

## 届 出 書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条において準用する同法第25条の規定に従い下記のとおり、役員を選任又は解任について届け出ます。

### 記

選任 解任	年 月 日	役員	氏名	理 由

【備考】届出書の提出の際は下記書類を添付する。

役員選任: 氏名及び略歴を記載した書類【様式2】

【様式11】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名  
登録調査機関代表者

## 届 出 書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条において準用する同法第25条の規定に従い下記のとおり、調査業務実施者の選任又は解任について届け出ます。

### 記

選任 解任	年 月 日	調査業務実施者	区 分	氏名	理 由

【備考1】区分欄は、調査業務実施者が行う調査業務の区分を全て記載する。

【備考2】届出書の提出の際は下記書類を添付する。

調査業務実施者選任：①氏名、学歴及び略歴を記載した書類【様式2】 ②(独)工業所有権情報・研修館の研修修了証明書 ③卒業証明書 ④工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条第1項第1号に規定する経験を有することを示す証明書(在職証明書等)

【様式12】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

登録調査機関名  
登録調査機関代表者

## 届 出 書

下記のとおり、調査業務指導者の選任又は解任について届け出ます。

### 記

選任 解任	年月日	区分	氏名	理 由

【備考1】区分欄は、調査業務指導者が行う調査業務の区分を全て記載する。

【備考2】氏名及び略歴を記載した書類【様式2】を添付する。